

# 大阪府森林通信

ヒサカキの花  
(撮影地：高槻市原地区)

2018.6 Vol.34

## 松井知事へ要望書を手渡し

本年5月22日、大阪府議会の森議員の仲介で松井知事に栗本組合長が森林防災整備の重要性や必要性に関する要望書を直接、手渡しました。森林と住宅地が近接する大阪府の森林立地の事情を考え、頻発する土砂災害や森林災害の防止が必要と認識し、森林所有者は森林管理に努めているところであるが、大阪府の森林環境税が平成31年で終了することを受け、大阪府においては継続的に森林防災対策を実施してほしいと要望したものです。



知事に要望を説明

府内の森林を有する市町村議会からも、森林防災に関する要望が大阪府に寄せられているとの情報もあり、市町村と組合が足並みをそろえて森林防災の必要性をアピールしていきたいと考えています。



当日の出席者（左から出合参与、橋本副組合長、松井知事、栗本組合長、森議員）



カタクリの花

代表理事組合長の栗本です。今年のソメイヨシノはことのほか早く咲き、鑑賞の機会を逸してしまいました。



大阪府森林組合  
代表理事組合長 栗本 修滋

ご挨拶

その代わりと言っては何ですが、高槻の名刹「神峰山寺」のそばにある自然園で、優美で可憐なカタクリの花を例年どおりの時期に、ゆつくり觀賞することができました。さて昨年10月、大阪南部を襲った台風21号は1名の命を奪っただけでなく、森林や林道などにも甚大な被害を及ぼしました。被害を受けた方に心よ



大きな被害を受けた林道

りお見舞い申し上げます。大きな被害が発生した千早赤阪村では国の激甚災害認定を受けるため年末年始に、寸暇を惜しむ作業を行っていたが、国から災害復旧のための予算を得ることができました。復旧に尽力いただきました関係者各位に、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。一方、被害を受けたのは森林や林道だけでなく、組合の事業にも大きな影響を及ぼしており、期首に予定していた森林整備や工事が、災害により取り止めや延期になっています。1日も早い復旧をお願いし、遅れを取り戻したいと思っております。

また関連記事を今号に掲載していますが、国の森林環境譲与税(仮称)が、関連法案が国会で成立後、平成31年度より施行予定です。まだ未確定の部分も多いのが現状ですが、森林組合系統の悲願でもあった森林整備のための目的税でもあり、関係機関との情報を共有するなど連携しながら、組合員様所有の森林や関連整備に生かすことができるよう、要綱要領の理解を進めたいと思います。併せて本文にも記述しているような森林災害は今後も継続すると考えています。大阪府の森林環境税は平成31年度までと期限が区切られています。組合としてはこの税を継続していただき、森林における防災事業が長期にわたって計画的に実施されるよう、要望しています。

ご挨拶	1	消費税軽減税率制度には準備が必要です!	5
松井知事へ要望書を手渡し	1	オススメ!の逸品	5
森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)の創設	2	木根館 ラ・フォレスタ イベント情報	5
大切な財産を確実に子孫に残すために	4	はじめまして 木根館 新館長のご紹介	5
農林中央金庫のCSR活動で木製家具を製作しました	4	千早赤阪村に「紅い」シンボルが新登場	6
新名神高速道路で府内産木材を活用いただきました。	4	大田茶臼山古墳(継体天皇陵)で倒木処理を実施しました。	6

## Contents

ご挨拶	1
松井知事へ要望書を手渡し	1
森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)の創設	2
大切な財産を確実に子孫に残すために	4
農林中央金庫のCSR活動で木製家具を製作しました	4
新名神高速道路で府内産木材を活用いただきました。	4

# 森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)の創設

昨年末に決まった平成30年度税制改正の大綱において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設が決まりました。森林環境譲与税(仮称)は平成31年度に国から都道府県及び市町村に譲与が開始され、将来にわたり豊かな森林を引き継いでいくための、様々な事業に活用されます。今回は税の仕組みや用途などについて説明します。

※記載した内容は平成30年3月末の情報に基づいています。

## 1 趣旨

森林が有する多面的機能である地球環境保全や土砂災害防止機能、水源かん涵養機能は、国民の安心・安全な暮らしを支えており、その機能を発揮させるための森林整備を進めることは必要です。

しかしながら森林整備を進めるにあたり森林所有者の森林経営の意欲は低下し、また不明境界と所有者不明森林が増加するとともに、担い手不足が大きな問題として、取りざたされています。

森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)は、このような現状であるとの理解をもとに、

1. 地球温暖化対策や災害を防止するための森林整備などの地方財源を安定的に確保。
2. 市町村が主体となる「新たな森

林管理システム」を創設。を行うために、国民が等しく負担し森林を支える仕組みとして創設されることとなります。

## 2 仕組み

森林環境税は国民が負担する森林環境税(仮称)と森林整備に使われる森林環境譲与税(仮称)に分けられます。

森林環境税(仮称)は、個人住民税の均等割の納税者から、国税として1人年額1,000円を上乗せし市町村が徴収します。

現在、個人住民税均等割の納税義務者は全国で約6,200万人おり、従って徴収規模は約600億円を超える金額になります。

徴収開始時期は、東日本大震災の復興を目的とした住民税均等割

## 3 税の使い道と譲与割合

### ① 使い道

森林環境譲与税(仮称)の用途として、下記の項目に充てなければならぬとされています。

1. 間伐や路網整備など
  2. 森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保
  3. 木材利用の促進や普及啓発
- また都道府県は、これらを実施する市町村の支援などに充てることとしています。

森林を抱える市町村は、これらを財源に手入れが遅れている森林整備を進め、一方、森林のない都市部は木材利用や都市住民が参加する森林整備活動などを通じて、都市と山間部の新たな交流が生まれることが期待されています。

また用途についてはインターネットなどにより公表しなければならぬとされています。

の税率引き上げが平成35年まで続くことから、平成36年からの課税となります。

森林環境譲与税(仮称)は、国に集められた税の全額を、森林整備などを実施する市町村や取り組みを支援する都道府県に一定の基準で譲与(配分)します。

森林環境譲与税(仮称)は管理が行き届かない森林の増加など、喫緊の問題に対処するため「新たな森林管理システム」の施行とともに、平成31年度より開始されます。森林環境税(仮称)より先行して森林環境譲与税(仮称)が施行されることを受け、その原資を交付税及び譲与税特別会計からの借入により対応することとされています。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の徴収の一部で償還することとなります。

ならないとされています。

また譲与の割合は5/10を私有林の人工林面積で、2/10を林業就業業者数で、3/10を人口割りで加えて市町村の林野率による補正も予定されています。

② 譲与基準  
制度の施行当初は都道府県の市町村支援の役割が大きいと予測されることから、市町村・都道府県は9...1となります。

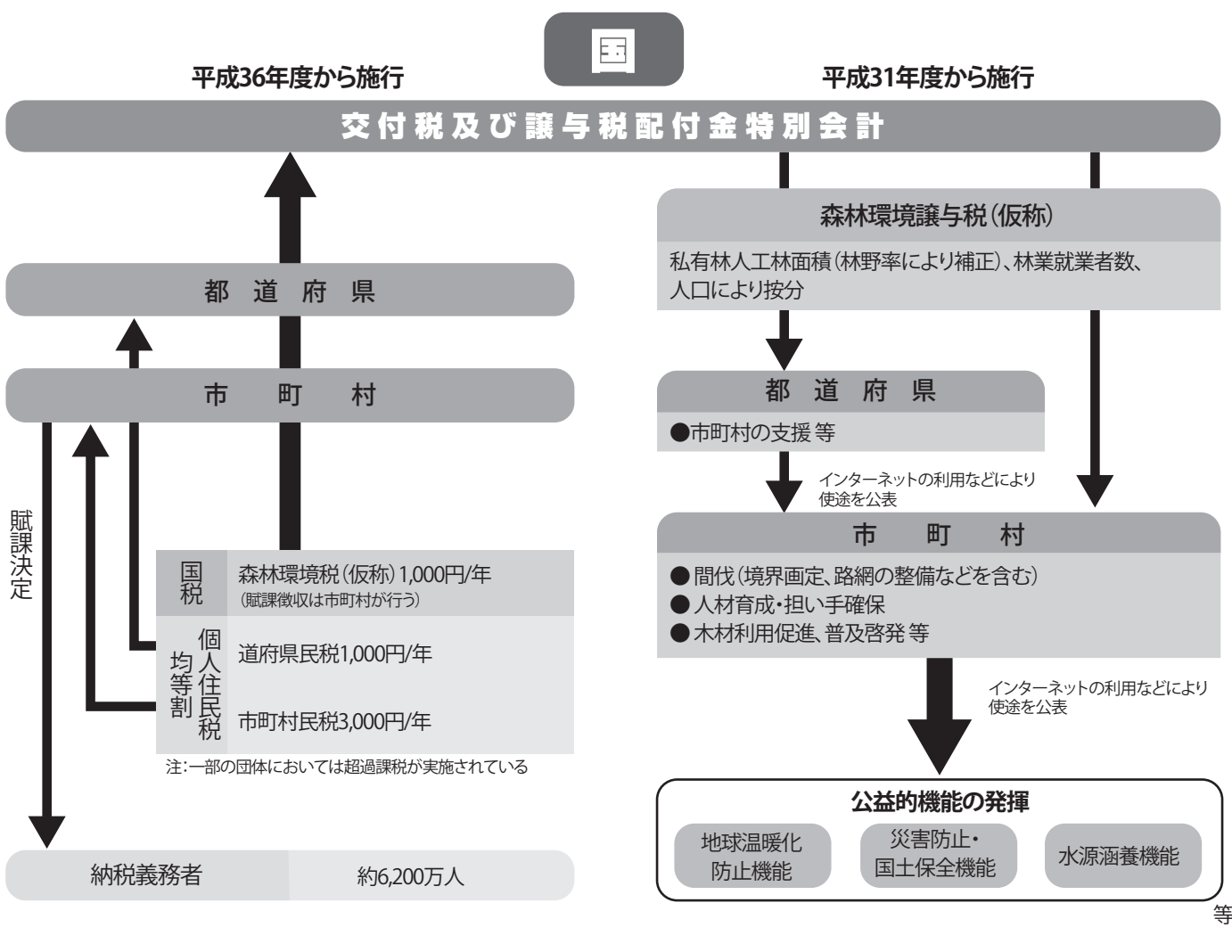
林野率は、主伐期を迎える日本の人工林の状況を踏まえ、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を盛り込んだ「新たな森林管理

## 4 新たな森林管理システム

林野率は、主伐期を迎える日本の人工林の状況を踏まえ、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を盛り込んだ「新たな森林管理

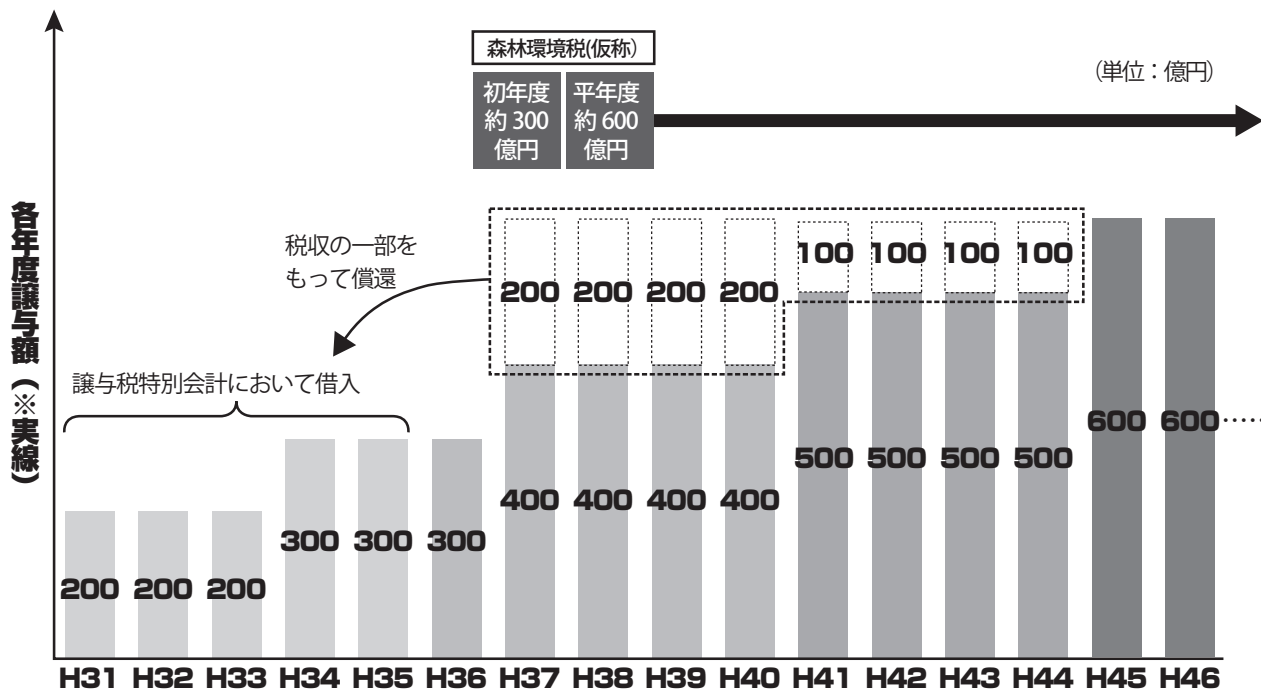
森林整備等のために必要な費用を、国民ひとり一人が広く等しく負担を分任して森林を支える

## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ



## 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定



市町村： 都道府県の割合	80 : 20				85 : 15				88 : 12				90 : 10			
市 町 村 分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
都 道 府 県 分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

- 市町村分
- 50%：私有林人工林面積（※林野率による補正）
  - 20%：林業就業者数
  - 30%：人口
- 都道府県分 — 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。  
※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで、時間を要することなどから、平年税化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

システム」を創設するため、関連法案を国会に提出し、森林環境譲与税(仮称)とともに平成31年4月の施行を目指しています。

このシステムでは

1. 森林所有者に適切な森林管理のため、適時に伐採や造林、保育を行うという森林所有者の責務を明確化。
  2. 森林所有者が自ら森林管理できない場合は市町村に管理を委ねる。
  3. 林業経営が可能と見込まれる森林については、意欲と能力のある林業経営者に市町村が経営を再委託。
  4. 立地など諸条件から経営が困難と判断される森林については市町村が公的管理を行う。
- この新たなシステムのもと、市町村が行う森林の公的管理や所有者への意向調査、境界画定、人材育成などに森林環境譲与税(仮称)

## 5 これからの森林管理について

一部を充てることとしています。

つあり、そのための安定財源として森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)が導入され、今まで手入が行き届かなかった森林整備の推進のみならず、森林整備や森林のない都市部での森林環境譲与税(仮称)を活用した、さまざまな取り組みで都市部と山村部での新

全国で頻発する土砂災害防止や地球温暖化対策など、森林整備が求められる役割は重要度を増しつつ

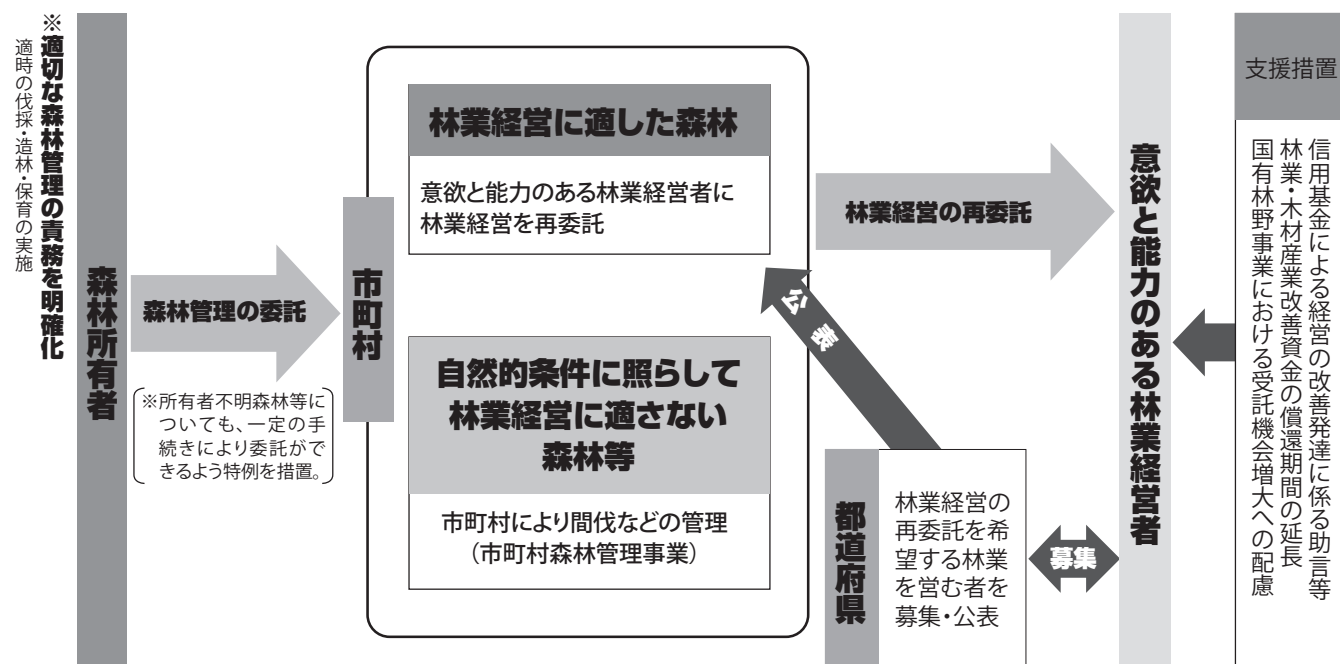
たな交流が生まれることもが期待されます。

しかし、制度として未だ確定されていない部分も多く、今後の動向を注視しつつ、国民全体の期待に沿える森林整備につなげられるような活用方法を模索していきたいと考えています。

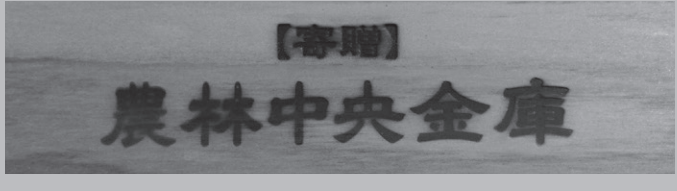
## 新たな森林管理システム(案)の概要

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一體的な促進を図るため、以下の新たな森林管理の仕組みを措置。

- ①森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化。
- ②森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- ③再委託出来ない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。



## 農林中央金庫のCSR活動で 木製家具を製作しました



農林中央金庫大阪支店では、森林組合に関わる各種の指導や運営協力のみならず、毎年、府内産木材を活用した木製品を府内の公共施設に寄贈する活動を続けていただいております。

当組合では府内産木材のPRとともに、公共施設内に木製品による癒しの空間を提供することで、木材利用の促進につながるものと考え、毎年、さまざまな形で協力を行ってまいりました。

昨年は堺市にある大阪府立大型児童館「ビックバン」内に設けられた木育コーナーに、府内産ヒノキ材で製作された木製架構の材料を提供いたしました。

今年度は、当初より材料のみならず製作も含めた、大阪府立中央図書館に寄贈する木製家具のご相談をいただいております。

静寂がひろがる図書館に木製品はベストマッチと思う一方で、都市部の図書館には金属素材をはじめとする洗練された調度品が設置されており、どちらかというと頑丈なイメージの木製品が溶け込むかどうか、製作過程では一抹の不安もよぎりました。

農林中央金庫を経由してもたらされた図書館サイドのご希望は、直径900mmの丸テーブルに文庫棚、看板に掲示板、子ども用のテーブルなど6種13台。

構造を考えると比較的骨太の木材で製作する必要があり、ますます不安は深まるばかり。

製作が完了し、農林中央金庫よりオーダーのあった寄贈を示す焼印を押印した家具を、本年1月23日、東大阪市内の図書館に搬入しました。

図書館の方々にも搬入をお手伝いいただき、まずは円形テーブルを仮置きしてみたところ、不安は全くの杞憂であり、図書館のパブリックスペースに溶け込みました。

素材であるヒノキも微香を漂わせ、落ち着く空間の演出に一役買っているのではないかと思います。

もし大阪府立中央図書館を訪れることがありましたら、「寄贈農林中央金庫」と焼印が押印された木製家具を、手で触れて、使ってみてください。



## 大切な財産を確実に子孫に残すために 所有者不明の林地は高い数値を示す

### 地籍調査結果から

国土交通省が行った平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査で、調査対象筆数622,608筆のうち、登記簿上の所有者に郵送した通知が届かなかった、いわゆる所有者不明と定義される土地が約20%と驚くべき数値が報告されています。そのうちで林地は25.6%であり、宅地や農地(それぞれ約17%)よりも高い数値を示すことが分かりました。

### 推計では全国の所有者不明土地は九州の面積を超える？

一方、所有者不明土地問題研究会の推計では、所有者不明土地は、全国で410万haに上るとされ、この数字は九州全域の面積(約386万ha)を超える数字です。さらに高齢化社会を迎え、相続や贈与の件数の増加とともに、この数字はさらに増大することが予想されています。

この所有者不明とされる土地に関わり、所有者の探索や諸手続き、管理コストなど算出可能なコストを積み上げると平成28年には約1,800億円が、さらに平成52年までの累積では約6兆円が失われるとの試算も有ります。

### 大切な財産を子孫に残すために

この問題は主に相続時の名義変更の登

記が実施されないことによるものです。

特に森林を所有される方におかれては、ご先祖が守り育ててきた財産・資産という側面のみならず、境界など森林にまつわる様々な情報をも受け継がないということになり、言い換えれば累々の家系の歴史を放棄することにもつながります。

森林を含む不動産の所有権移転登記は、必要書類さえ揃えれば個人でも申請は可能です。相続を機に所有権を移転登記する場合は、登録免許税の減免や不動産取得税が不要になります。もし亡くなった後の遺産分割がご心配なら、遺言状を残しておくこともスムーズな相続につながります。

遺言状もなく、相続に関わる名義変更登記を行わないまま時間が経過すると、相続人全員の実印が必要となる、相続する人を確定させるための遺産分割協議書の作成が困難となります。さらに相続人が死亡したりすると、新たな相続人が増えるなど、最終的には相続人が果たして何人いるのかも把握できなくなるなど、結果的に登記をあきらめざるを得なくなり、前述の所有者不明土地となってしまうケースも多いようです。

森林という大切な財産を引き継いででもらう、ご自身のご子息やお孫さんが大変な思いをする前に、しっかり計画を立てておくことも必要ではないでしょうか。

(出典) 所有者不明土地問題研究会 最終報告書より抜粋

大項目	小項目	経済損失 (平成29年～平成52年の累積)
1 所有者不明土地を 活用する場合の コスト・損失	(1) 探索コスト	約500億円
	(2) 手続きコスト	算出不可(一部(1)に含まれる)
	(3) 機会損失	約22,000億円
	(4) 災害発生時の潜在コスト	算出不可
2 恒常的に発生する コスト・損失	(1) 管理コスト	算出不可
	(2) 管理不行き届きによるコスト	約36,000億円
	(3) 税の滞納	約600億円
合計		約59,100億円 (約6兆円)

※経済損失額は一定の仮定のもとで算出した試算である



建物内部にも木材を使用



府内産木材使用をアピール



パーキングエリア建物外観

また西日本では最大級となる宝塚北サービシアも開設され、サービシアエリアを目当てとする観光客も押し寄せるなど、開通の効果はさまざまな分野で表れているようです。

その中で、高槻JCTの箕面とどろみIC間に開設された「茨木千提寺パーキングエリア」には、建物の前面や通路のルーバー材などに大阪府内産材が使用されています。

木材は鉄骨造の建物とくまなく組み合わせられ、周りの修景にも溶け込み、100%木造の建物とは異なった趣を醸し出しているように思います。

新名神高速道路を利用される際には、一度、お立ち寄りになられてはいかがでしょうか。

かねてより建設が進められておりました新名神高速道路の高槻JCT・ICと神戸JCT間が平成30年3月18日に開通しました(高槻JCT・ICと川西IC間は平成29年12月10日に開通済み)。

その結果、名神高速道路から中国自動車道へのアクセスが2ルート選択できることとなり、すでに渋滞緩和に良い影響が表れているとの報道がされています。

**新名神高速道路で  
府内産木材を  
活用いただきました。**

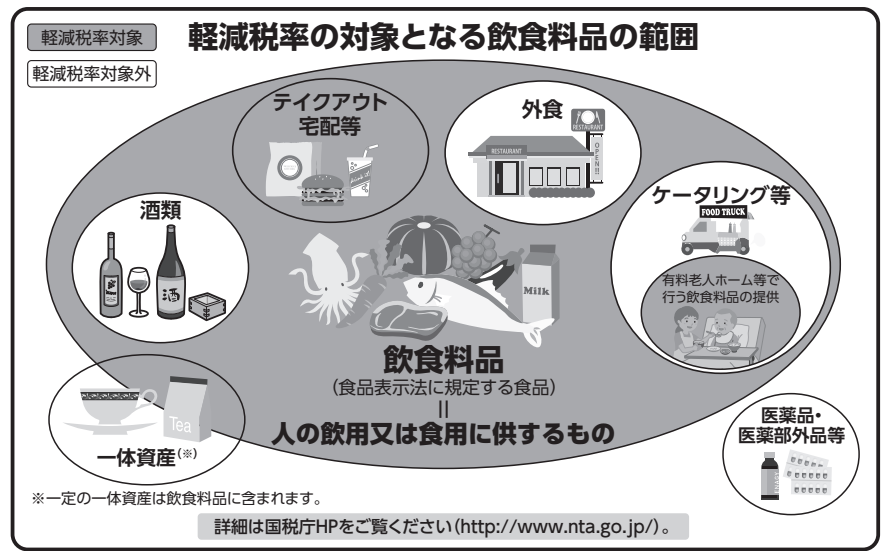
大阪国税局  
消費税課からのお知らせ

**消費税軽減税率制度には  
準備が必要です!**

2019年(平成31年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞」となります。

軽減税率制度が実施されると請求書等に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や区分経理、レジの改修などの準備が必要となります。税務署では、軽減税率制度説明会を開催(無料)しておりますので、是非ご参加ください。



**オススメ!  
の逸品**

**これからのシーズン  
屋外作業のお伴に森林香**

農作業や庭の手入れなど屋外の作業の機会が増えるこれからの季節。快適な作業をお約束するプロが推奨する防虫線香の「パワー森林香」。カ・ブヨ・アブなど、イヤな虫を寄せ付けません。組合員様向けに特別価格にて販売いたします。ぜひこの機会にお求めください。

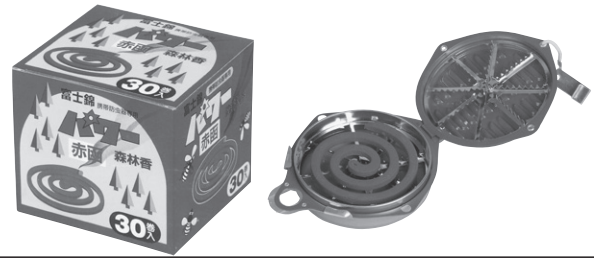
**パワー森林香 (30巻入)**

(通常価格) 1,572円を **27% OFF!!** 特別価格 **1,140円** (税別)

専用携帯防虫器 特別価格 **900円** (税別)  
※平成29年7月末までご注文に限りです。

**ご注文は最寄りの支店まで**

※この商品は熱量が高いため、携帯される場合は専用の防虫器をお求めください。  
※使用上の注意をよく読んでご使用ください。



**7月28日(土)&29日(日)**



**自由木工空間**

ひとつとして同じ形がない木片や丸太の輪切りを使って自由に木工! 子どもの自由な発想を十分生かして楽しむ空間

**子ども・お一人様500yen**

- 第1部: 9:30 ~ 11:30 (20組限定)
  - 第2部: 12:00 ~ 14:00 (20組限定)
  - 第3部: 14:30 ~ 16:30 (20組限定)
- (この期間、自由入出場可。最終入場15:00)

**申込は6月5日(火)~**

先着順です。お早めに。

**同時開催 奥河内楽器演奏会**  
演奏会はどなたでも鑑賞無料

HPもリニューアル Facebookも開始

**木根館 ラ・フォレスタ イベント情報**

- ラ・フォレスタ ☎0721-72-0090  
ホームページ▶ <http://www.sinrin.org/foresta/sinrinforesta>
- 木根館 ☎0721-64-8151  
ホームページ▶ <http://www.sinrin.org/kinkonkan>

大好評の木根館「子ども夏まつり」が今年も開催決定!  
自由木工空間を3部構成に拡大し、より多くの子どもたちに木工体験してもらっちゃいます。  
ぜひ木根館にお越しください。

**限定 ワンコインクラフト 始めました**

**自分好みのしゃもじづくり**

予約不要 **45分で作成**

一枚のヒノキの板から自分好みの形にした使いやすいしゃもじを作ってみませんか?

**木根館 ラ・フォレスタ イベントスケジュール**

施設名	イベント名	内容	開催日	申し込み
ラ・フォレスタ	上田 英二 うつわ展	和歌山出身の陶芸家 上田英二氏のユニークな造形を日常の器に生かした作品の数々を展示。	6/1(金)~7/1(日)の期間中のラフォレスタ営業日	観覧無料
木根館	季節の「かんなのはな」ワークショップ	職人が削ったかんなくずから美しい花を咲かせる「かんなのはな」を作ります。講師は大石聖子氏	6/23(土) 10:00~12:00	受付中 材料費他2,000円
ラ・フォレスタ	稲葉 香 写真展「未知踏進」	奥千早在住のネパール探求家 稲葉香氏の写真展。7/8(日)には同氏をお迎えしギャラリートーク開催。	7/6(金)~7/29(日)の期間中のラフォレスタ営業日	7/8ギャラリートーク 要予約先着20名 2,500円 (ネパールランチ付)
ラ・フォレスタ	林 靖介 木工展	ラ・フォレスタの工房で作りだされる 林 靖介氏の木工品の数かすを展示。	8/6(金)~8/26(日)の期間中のラフォレスタ営業日	観覧無料



宇佐美館長

**宇佐美館長のコメント**

「指定管理者としての的確な館の管理運営はもちろんですが、木工の楽しさ、おおさか河内材の良さを多くの方に知ってもらいたく、周りのスタッフと力を合わせ、明るく・楽しい木根館の木工教室にしてまいりますので、是非ご来館ください。」

本年3月末で具嶋前館長が退任されたことを受け、4月より新たに宇佐美公男館長が着任されました。医療機関で長く勤務されていた宇佐美館長は、退職後、ラ・フォレスタで開催している木工作家を講師とする教室で、本格的な木工技術を学び、しばらくは木工関連の会社にもお勤めをされていましたが、このたび木工の楽しさをもっと幅広い方々に知ってもらいたいとの一念から、館長にご就任いただきました。新たな館長をお迎えし、木根館としても、新しい木工品やイベントの企画にも取り組んでいきます。ご期待ください。

**はじめまして**  
木根館 新館長のご紹介

## 千早赤阪村に「紅い」シンボルが新登場



昨年の10月、千早赤阪村より「景観向上整備及びサイン整備業務について」の企画提案公募の公告があり、その趣旨は「千早赤阪村の魅力を上向き、観光客の回遊や滞在時間の増進を図るため、指定地の美観整備を実施し、サイン整備や設置、撤去を行う。」とのことでした。

組合としては、大阪府内の林業振興地でもある千早赤阪村の魅力向上を図るサインを整備するのであれば木製しかないとの思いから、木材の提供をはじめ、さまざまな関わり方の検討をしましたが、最終的には組合がエントリーし、企画提案から整備までを行うとの結論に達しました。

整備の根幹にあたるコンセプトは、栗本組合長のお知り合いで、コンサルタントとして都市デザインなどを手がける中村伸之先生に加わっていただき、①河内材を用いた力強い木造架構とする。②楠木正成をモチーフとしたサインデザインとする。③道案内のサインではなくシンボルとなりえる構造物とする。という考えのもと作業をスタートさせました。

当初は地域の広範にサインなどを整備するような計画もあったようですが、提案段階では整備箇所が絞られ、①森屋地区の西楽寺付近、②東阪地区の消防署分署、③道の駅ちはやあかさか、④奉建塔(階段

手すりの整備)の大きく4箇所の整備という内容となりました。

昨年11月16日、組合が整備方針として定めたコンセプトと見積額を記載した資料を基にプレゼンテーションを行った結果、エントリーした3社の中から見事、組合が委託契約先の候補者に選定されました。

以後、コンセプトイメージを realization するためのデザイン・設計作業を進める中で、「楠木正成」をどのよう



モチーフはだんじりの彫り物をレーザー加工で再現

うにモチーフとして用いるのが懸案事項となりました。



消防署分署の横に設置されたサイン

た。

整備対象地の詳細調査を進め、途中、いろいろ変更や追加のリクエストもありましたが、本年3月29日に完成。若干の手直し作業を経て、3月31日より供用を開始いたしました。

河内材のヒノキの支柱は二辺が24cmという通常の柱の4倍の大きさのものを用いて、力強い木の架構を形づくり、鳥居をイメージした紅色で塗装されています。

盤面には木板とアクリルを組み合わせ、楠木正成に関する情報を記載しています。また、いろいろな方の思いとさまざまな協力が注がれたモチーフは、一段高い位置に設置され、アイキャッチの役割を果たしています。

今回はサインの整備とともに、消防分署横に、昨今、観光資源となっている棚田への見学者用駐車場などを整備し、千早赤阪村の魅力をもっとアピールできていくのではなかと自負しています。



道の駅に設置されたサイン

## 大田茶白山古墳(継体天皇陵)で倒木処理を実施しました。

大田茶白山古墳は、茨木市と高槻市の市境付近にある前方後円墳です。被葬者は明らかではありませんが、宮内庁が第26代継体天皇陵として治定しています。

墳長が226mと大阪北部の古墳では最大規模を誇り、墳丘は周濠と周堤が施されていますが、周囲は住宅地に囲まれており、その規模をアピールすることもなく、静かに佇んでいます。

この古墳にはカシやマツといった高木が生い茂っていますが、高齢化・大径化が進み、一部の樹木は樹勢が弱ってきていることが見て取れます。

その中の2本が病害虫などの影響により倒木し、無残にも濠に半分水没している状況が古墳の外部からも見る事ができる状態でした。



根が起きたカシをワイヤーで固定

宮内庁京都事務所より、2本カシの伐倒処理とクスノキの枝剪定の見積依頼をいただいたのは2月後半。状況は単なる伐倒処理だけでなく、起きてしまった根も



墳丘にはボートで上陸

処理したうえで、濠の外側のカシは場外搬出するというもの。

作業スペースも狭く、濠に半没する幹は吊るし切りのように小切ってはロープで引っ張ることを繰り返す作業が予想されました。

工期も3月中の完工と厳しい条件が重なりましたが、天皇陵・古墳内での伐倒作業を実施する機会はそのうち恵まれるものではなく、組合の技術力をアピールする意味からも、お引き受けすることとしました。

年度末の多忙な作業スケジュールを縫うように約2日、総勢20名のスタッフを動員し、初日に倒木した樹木を清酒で清めた後、安全帯に体を預けて半没した樹木をチェーンソーで伐採し、2日目には墳丘内の倒木処理のためボートで濠を渡り、途中、降雨もありましたが、無事、作業を終えることができました。

事業を担当した職員は苦労も多かったように聞いていますが、このような実績を着実に積み重ね、業務の幅を広げていきたいと考えています。



OMO丸大食品

心に残る贈り物

丸大のギフトは、どなたにも喜ばれます

大阪府森林組合の皆様には特別価格でご案内申し上げます。同封のチラシをご覧ください。

丸大食品株式会社 中日本特販営業課  
〒557-0063 大阪市西成区南津守2-1-10  
TEL 06(4398)3038 FAX 06(4398)3063